

平成24年3月16日

会員各位

相模原商工会議所

東京電力との現契約期間に基づく
電気料金値上げに対する延期の申し出について（お知らせ）

東京電力は平成24年4月1日から自由化部門（契約電力50kW以上）の電気料金の値上げを行う方針のもと、事務手続きを進めていますが、このたび、現在の契約期間の満了日が平成24年4月1日以降である場合、“電気料金の値上げに合意しない旨の意思表示”を行うことにより、現契約期間の満了日までは、値上げ前の電気料金が適用されることが分かりましたので、お知らせいたします。

具体的な手順は別紙1をご参照ください。

※ なお、本件につきましては、対象事業者の把握をしておりませんので、会員を対象に周知させていただきました。

担当 中小企業振興部経営支援課
電話 042-753-8135
e-mail keieisien@ssp21.or.jp

【手順書】(50kW 以上 500kW 未満の施設の場合※)

- 2 月初め頃に東京電力から各施設（契約者）へ送付されている『電気需給契約の一部変更についてのお願い』の「現在のご契約期間」をご覧ください。
- 契約満了日が、平成 24 年 4 月 1 日以降の場合は、お客様ダイヤル「0120-926-488」に電話して、「現在の契約期間が満了するまでは、電気料金値上げに合意しない」旨を伝えてください。あわせて「16桁のお客様番号」も伝えてください。
- 申し出の期限は、3月30日（金）17:00（3月14日時点での確認情報）ですので、該当する場合は早めに手続きを行ってください。

【注意事項】

- ア 契約終了日が平成 24 年 3 月 31 日の場合は、4 月 1 日以降は自動的に新料金が適用されるので、今回の手続きを行うことはできません。
- イ 3 月 14 日時点では、申し出期限は 3 月 30 日（金）17:00 と聞いていますが、該当する場合は早めに手続きを行ってください。4 月 1 日を超えると値上げに合意したとみなされます。
- ウ 現契約の満了日以降も値上げに合意しない場合は契約が成立せず、電気の供給が止まります。あくまで、現契約の満了日までの取扱いであることをご承知ください。
- エ 原則として、お客様ダイヤルとの口頭でのやり取りとなります。手続きを行った際には、申し出た日時や担当者の名前を控えておくことを薦めます。
(手続きが受理されると、後日書面が郵送されるとは聞いていますが、郵送時期は不明です。)

平成 24 年 2 月 XX 日

〇〇商事株式会社
〇〇〇店 様

電気需給契約の一部変更についてのお願い

電気料金の値上げにより、お客さまに多大なご負担をおかけすることとなり誠に申し訳ございません。本年 4 月 1 日以降の電気需給契約の変更内容につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。つきましては、現在のご契約期間にかかわらず、4 月 1 日以降は新しい電気料金により電気をお送りさせていただきますようお願い申し上げます。

なお、お客さまが新しい電気料金にご了承いただけない場合には、誠に恐れ入りますが、本書をご確認後 3 月 30 日までに、当社【高圧のお客さま専用お問い合わせダイヤル】までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 現在の電気需給契約の主な内容

※ お客様番号	050-12345-0000-8-00	※ 契約種別	業務用季節別特種別電力 2 型
※ 契約住所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇		
現在の契約期間	平成 23 年 10 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 (平成 24 年 1 月 20 日時点)		

2. 新しい電気需給契約の主な内容 【基本料金は別紙の通り、電力料金は別紙の通り、電圧は別紙の通りです。】

ご利用の料金率	新しい電気料金 (= 基本料金 + 電力料金)		現在の電気料金 (= 基本料金 + 電力料金)	差 額
	基本料金率	X,XXX 円 XX 銭		X,XXX 円 XX 銭
電力料金率	ピーク時間	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	+XX 円 XX 銭
	電力季節間時間	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	+XX 円 XX 銭
	その他季節間時間	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	XX 円 XX 銭 (= XX 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	+XX 円 XX 銭
	夜間時間	X 円 XX 銭 (= X 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	X 円 XX 銭 (= X 円 XX 銭 + X 円 XX 銭)	+XX 円 XX 銭
電気需給約款等	電気需給約款【特定規模事業（高圧）】(平成 24 年 4 月 1 日実施) オプションメニュー別約款【特定規模事業（高圧）】(平成 24 年 4 月 1 日実施)			

※ 燃料費調整制度の変更はございません。上表の新しい電気料金および現在の電気料金には、平成 24 年 2 月分の燃料費調整率を記載しております。

※ 年間電気料金比較（概算）につきましては、高圧または別紙の「電気料金の値上げにともなう年間電気料金比較について」をご確認ください（ご使用実績が 1 年に満たない場合など年間電気料金比較が算出できないお客さまにつきましては別紙にて記載しております）。

※ 電気需給約款等には「再生可能エネルギー調達協議会」についてもあわせて記載しております。

※ 電気需給約款等につきましては、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp>）でもご覧いただけます。なお、電気需給約款等をご希望の場合は、紙にお手紙です。当社までお申し付けください。

3. 変更実施日
新しい電気需給約款等の変更実施日は平成 24 年 4 月 1 日といたします。
※ 平成 24 年 4 月 1 日を含む期日の料金の算定にあたっては、日割計算を行ない、料金を算定いたします。

◆本書に関するご質問等につきましては以下の連絡先までお問い合わせください。
 【東京電力 高圧のお客さま専用お問い合わせダイヤル】
0120-926-488（通話料無料）【月曜日～金曜日（休・祝日を除く）9:00～17:00】

※本手順書は契約電力 50kW 以上 500kW 未満の施設向けです。契約電力 500kW 以上の大口施設の場合は、東京電力の営業担当者に御連絡することを薦めます。

【注意】

この文書は東京電力神奈川支店と 3 月 14 日までに確認した情報で作成していますので、内容に変更が生じる可能性もありますが、ご了承ください。